

件名	柏崎刈羽原子力発電所第7号機第8回定期検査及び定期事業者検査計画書
通報日	平成19年10月23日
概要	<p>1. 概要</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>原子力発電所の安全・安定運転を維持するために、特定電気工作物に関して、発電用原子力設備に関する技術基準に適合することを、定期事業者検査にて定期的に確認する。なお、定期検査は、電気事業法の規定に基づく申請により、定期事業者検査に検査官（検査員）が立ち会い、又は定期事業者検査の記録を確認することにより行われる。</p> <p>また、保守管理としては、定めた保全の対象範囲に対し、運転実績や故障実績、トラブル経験等の運転経験並びに設備の使用環境や設置環境による経年劣化傾向等を考慮のうえ保全計画を定め、安全上の機能・重要度等に応じた適切な保全を実施する。</p> <p>(2) 主要項目</p> <p>a. 検査 定期検査として54件の検査を受ける。</p> <p>b. 燃料取替（未定）</p> <p>c. 主要改造工事 なし</p> <p>2. 計画工程（予定）</p> <p>・平成19年11月15日～</p>